

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実地内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁			
070010	寒冷地帯でのどぶろく(特産品)の製造要件の緩和	酒税法第7条第2項、構造改革特別区域法第28条	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。 一年間の酒類の製造見込数量が一定量(その他の醸造酒は6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けなくてもよい。 構造改革特別区域内において、農林漁業体経営農業者その他酒類を自己の事業場において取用し使用する業を営む農業者が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米等を原料として特定酒類を製造するため、その製造免許を申請した場合に、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。	特産メニューの一つに酒税法の特例(どぶろく)があり、農林漁業体経営農業者その他酒類を自己の事業場において取用し使用する業を営む農業者が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米等を原料として特定酒類を製造するため、その製造免許を申請した場合に、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。	私の住んでいる地域は、世界自然遺産・知床を抱える北海道の東部に位置する斜里町です。この地域はコメを伴ったのでない寒冷地帯で、水田はゼロ、農業の主力は「でんふん(磨いた米)」「国産(小豆)」「国産(大豆)」「国産(小麦)」「国産(そば)」「国産(とうもろこし)」です。この地域は、開拓時代から農業の生活を守り、地域経済を支えてきたもので、原料イモを加工し、でんふんを製造するでんふん工場は斜里町だけでも昭和30年代の規模であることが多くあります。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造場の要件とされている。 この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による酒類の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の横断的影響を及ぼすことが懸念されています。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造場の要件とされている。 この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による酒類の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の横断的影響を及ぼすことが懸念されています。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造場の要件とされている。	C				右提案者からの意見を踏まえ、米を伴わない寒冷地帯、水田ゼロ地域、農業の主力は「でんふん(磨いた米)」「国産(小豆)」「国産(大豆)」「国産(小麦)」「国産(とうもろこし)」です。この地域は、開拓時代から農業の生活を守り、地域経済を支えてきたもので、原料イモを加工し、でんふんを製造するでんふん工場は斜里町だけでも昭和30年代の規模であることが多くあります。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造場の要件とされている。 この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による酒類の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の横断的影響を及ぼすことが懸念されています。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造場の要件とされている。	前回の回答でも述べたとおり、最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による酒類の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の横断的影響を及ぼすことが懸念されています。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造場の要件とされている。	右提案者からの意見を踏まえ、米を伴わない寒冷地帯、水田ゼロ地域、農業の主力は「でんふん(磨いた米)」「国産(小豆)」「国産(大豆)」「国産(小麦)」「国産(とうもろこし)」です。この地域は、開拓時代から農業の生活を守り、地域経済を支えてきたもので、原料イモを加工し、でんふんを製造するでんふん工場は斜里町だけでも昭和30年代の規模であることが多くあります。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造場の要件とされている。	右提案者からの意見を踏まえ、米を伴わない寒冷地帯、水田ゼロ地域、農業の主力は「でんふん(磨いた米)」「国産(小豆)」「国産(大豆)」「国産(小麦)」「国産(とうもろこし)」です。この地域は、開拓時代から農業の生活を守り、地域経済を支えてきたもので、原料イモを加工し、でんふんを製造するでんふん工場は斜里町だけでも昭和30年代の規模であることが多くあります。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造場の要件とされている。	右提案者からの意見を踏まえ、米を伴わない寒冷地帯、水田ゼロ地域、農業の主力は「でんふん(磨いた米)」「国産(小豆)」「国産(大豆)」「国産(小麦)」「国産(とうもろこし)」です。この地域は、開拓時代から農業の生活を守り、地域経済を支えてきたもので、原料イモを加工し、でんふんを製造するでんふん工場は斜里町だけでも昭和30年代の規模であることが多くあります。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造場の要件とされている。	右提案者からの意見を踏まえ、米を伴わない寒冷地帯、水田ゼロ地域、農業の主力は「でんふん(磨いた米)」「国産(小豆)」「国産(大豆)」「国産(小麦)」「国産(とうもろこし)」です。この地域は、開拓時代から農業の生活を守り、地域経済を支えてきたもので、原料イモを加工し、でんふんを製造するでんふん工場は斜里町だけでも昭和30年代の規模であることが多くあります。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造場の要件とされている。								
070020	酒類の製造要件の緩和(最低製造数量基準の緩和)	酒税法第7条第2項、構造改革特別区域法第28条	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。 一年間の酒類の製造見込数量が一定量(単式蒸留しうらゆりは10キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けなくてもよい。 構造改革特別区域内において、農林漁業体経営農業者その他酒類を自己の事業場において取用し使用する業を営む農業者が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米等を原料として特定酒類を製造するため、その製造免許を申請した場合に、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。	そばを自ら生産する農業者が、自ら醸造(そば)に達しない場合には、製造免許を受けなくてもよい。 構造改革特別区域内において、農林漁業体経営農業者その他酒類を自己の事業場において取用し使用する業を営む農業者が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米等を原料として特定酒類を製造するため、その製造免許を申請した場合に、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。	弊社が所在する茨城県は、生産量ベースで全国第5位、関東では第1位となる。その主要産地であり、茨城県の奨励品種である「常陸秋そば」は、その品質の高さから世界的な評価も高く、地域おこしの題材としても魅力的な素材として認識されている。 都市農村交流及び農業の活性化を推進する観点から、「常陸秋そば」を活用した新たな商品として、そば(精製)との開発を計画しており、その地域性とプレミアムな要素を兼ね備えた商品は、そば生産者から好評を得ています。 一方で、現在の酒税法に基づく最低製造数量での生産は非常に困難であることから、特定の農業者が自ら生産したそばを原料とした醸造(そば)を製造、提供及び販売する場合には、酒類の製造免許に関する年間最低製造数量基準を適用しないの特例制度を求めたい。 地域活性化を促進するため、そばの付加価値を高め、農業の六次産業化を促進するとともに、地域における各次産業の連携を強め、地域活性化に資することが期待できる。 なお、過去に同様の提案があった際には、「すなわち、現行の酒類に係る製造免許の特例は、酒類その性質上、長期間の保存が困難であり、特許で保護する可能性も低いと考えられ、一方、ワインなどについては、既に特許が取得されており、製造委託が可能であることや、保存や流通も容易であることなどから、対象酒類は酒類に限定されているものである」として、対応不可となっていたが、当該提案の後、ワインやリキュールについて構造改革特区内、醸造の条件による特例制度による要件緩和がなされていることを踏まえて検討されたい。	C				先に規制緩和がなされた「特産品しゅうじゅう」の事例を確認したところ、施設整備で最も大きな要素を占める単式蒸留釜の価格は100万円台前半からであり、その他の設備を含め、全体的に見ても酒造の製造設備と比べて、着目(高価)なものであるとはいえない。「特産品しゅうじゅう」は最低製造数量として年間10キロリットルが前提であるが、弊社提案内容では主原料となるそば等が自家生産であることとを旨として、より小規模の生産でも採算が取れることが可能であると考えられる。また、構造改革特区における酒類の原料に関する社会的な立派な基盤、責任をもって実施し、国はそれを事後的に評価する社会制度であると考え、再度検討されたい。	右提案者からの意見を踏まえ、米を伴わない寒冷地帯、水田ゼロ地域、農業の主力は「でんふん(磨いた米)」「国産(小豆)」「国産(大豆)」「国産(小麦)」「国産(とうもろこし)」です。この地域は、開拓時代から農業の生活を守り、地域経済を支えてきたもので、原料イモを加工し、でんふんを製造するでんふん工場は斜里町だけでも昭和30年代の規模であることが多くあります。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造場の要件とされている。	前回の回答でも述べたとおり、酒類の納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要であり、酒類の区分ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造場の要件とされている。 この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による酒類の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の横断的影響を及ぼすことが懸念されています。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造場の要件とされている。	右提案者からの意見を踏まえ、米を伴わない寒冷地帯、水田ゼロ地域、農業の主力は「でんふん(磨いた米)」「国産(小豆)」「国産(大豆)」「国産(小麦)」「国産(とうもろこし)」です。この地域は、開拓時代から農業の生活を守り、地域経済を支えてきたもので、原料イモを加工し、でんふんを製造するでんふん工場は斜里町だけでも昭和30年代の規模であることが多くあります。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造場の要件とされている。	弊社からの再検討要請において、小規模製造者であっても客観的に採算が取れる見込みを示し、また貴省からの回答においても「国産(小豆)」「国産(大豆)」「国産(小麦)」「国産(とうもろこし)」を示すに当たり、最低製造数量として定めた年々その具体的な算出根拠について、数字を添えてお示しください。また、特許案件として原料となるそばを生産する農業者が自ら製造する場合に限る、という弊社が示した条件は経済的にも合理的であると考えるが、現行の酒類に係る製造免許の特例と同様に、農林漁業者を営む等の更なる条件を設け、最低製造数量の緩和が実現しない、再度検討されたい。									
070030	特定農業者以外での酒類生産販売の許可	酒税法第7条第2項、構造改革特別区域法第28条	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。 一年間の酒類の製造見込数量が一定量(その他の醸造酒は6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けなくてもよい。 構造改革特別区域内において、農林漁業体経営農業者その他酒類を自己の事業場において取用し使用する業を営む農業者が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米等を原料として特定酒類を製造するため、その製造免許を申請した場合に、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。	特定農業者による特定酒類の製造事業のみならず、農業者間にも要件緩和を求めたい。農業者団体及びその加盟農業者において、自らが生産する米を原料として、どぶろく(その他醸造酒)の製造免許を申請した場合に、酒類の製造免許に係る最低製造数量基準(年間6キロリットル)を適用しない。	町内農業者60名による任意団体であるニセコビュージャズ直売会及びその加盟農業者が自ら生産する米を原料として、どぶろく(その他醸造酒)を生産・販売し、道の駅ニセコビュージャズ直売会まで販売することにより地域の活性化を図る。 提案理由 (1) 第一案件の大産地に対しセブシは山間部に位置するため多量多品種の生産はできません。そのデメリットは大きい。農家の所得は低く、農家は年々減り続けている。ニセコビュージャズ直売会では作物の採れたての新鮮な米を販売することで収益を確保し、農家の所得増加に寄与することが期待されている。 (2) 地域で生産される6次産業に対する観光客の関心は高く、観光事業者からも本場の地産地消が期待されている。 (3) ニセコビュージャズ直売会では地域の米を使って町外の酒造会社に酒類の製造を委託している事例がある。しかし、町外での製造では真の6次産業の産出及び地産地消の美観とはいえず、地産地消に結びついていないのが現状である。 (4) 農林漁業者や農業者団体の運営は農業者の負担が大きくなり、特定農業者により特定酒類の製造事業を行うにはハードルが高い。 予防措置：会計機能が事務局に集約されている直売会を営む農業者団体であれば、税務当局による実態の把握が可能である。また、当該直売会以外では販売しないという措置をとる。さらに直売会の売上げを通じてコストの回収が容易であり、納税に支障をきたすことはない。	C				構造改革特区において酒税法の最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による酒類の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の横断的影響を及ぼすことが懸念されていることである。 すなわち、① 農産・飲食店等を営む農業者であれば、原料コストの低減や宿泊代金等を通じてコストの回収が容易である。酒類の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたこと、さらには、② 農林漁業者等におけるその他の醸造酒(いわゆるどぶろく)の提供を促進し、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資するものと考えられたこと、対象者は民泊・飲食店等を営む農業者とされているものである。 現行の酒税法の特例では、「自ら生産した米又はこれに準ずるものを生産する農業者」には、農業経営者の同規模等であることとを条件として、より小規模の生産でも採算が取れることが可能であると考えられる。また、構造改革特区における酒類の原料に関する社会的な立派な基盤、責任をもって実施し、国はそれを事後的に評価する社会制度であると考え、再度検討されたい。 今回の提案ではどのような形態で酒類の製造事業を計画されているのか等、その内容が必ずしも定かたではないことから、現行の制度で対応が可能かどうかを含め、まずは所轄の税務署にご相談されたい。	右提案者からの意見を踏まえ、米を伴わない寒冷地帯、水田ゼロ地域、農業の主力は「でんふん(磨いた米)」「国産(小豆)」「国産(大豆)」「国産(小麦)」「国産(とうもろこし)」です。この地域は、開拓時代から農業の生活を守り、地域経済を支えてきたもので、原料イモを加工し、でんふんを製造するでんふん工場は斜里町だけでも昭和30年代の規模であることが多くあります。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造場の要件とされている。	前回の回答でも述べたとおり、酒類の納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要であり、酒類の区分ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造場の要件とされている。 この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による酒類の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の横断的影響を及ぼすことが懸念されています。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造場の要件とされている。	右提案者からの意見を踏まえ、米を伴わない寒冷地帯、水田ゼロ地域、農業の主力は「でんふん(磨いた米)」「国産(小豆)」「国産(大豆)」「国産(小麦)」「国産(とうもろこし)」です。この地域は、開拓時代から農業の生活を守り、地域経済を支えてきたもので、原料イモを加工し、でんふんを製造するでんふん工場は斜里町だけでも昭和30年代の規模であることが多くあります。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造場の要件とされている。	弊社からの再検討要請において、小規模製造者であっても客観的に採算が取れる見込みを示し、また貴省からの回答においても「国産(小豆)」「国産(大豆)」「国産(小麦)」「国産(とうもろこし)」を示すに当たり、最低製造数量として定めた年々その具体的な算出根拠について、数字を添えてお示しください。また、特許案件として原料となるそばを生産する農業者が自ら製造する場合に限る、という弊社が示した条件は経済的にも合理的であると考えるが、現行の酒類に係る製造免許の特例と同様に、農林漁業者を営む等の更なる条件を設け、最低製造数量の緩和が実現しない、再度検討されたい。									
070031	酒類製造に関わる原料の対象の拡大	酒税法第7条第2項、構造改革特別区域法第28条	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。 一年間の酒類の製造見込数量が一定量(その他の醸造酒は6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けなくてもよい。 構造改革特別区域内において、農林漁業体経営農業者その他酒類を自己の事業場において取用し使用する業を営む農業者が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米等を原料として特定酒類を製造するため、その製造免許を申請した場合に、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。	現行の特定酒類の原料だけでなく、その他の原料にも要件緩和を求めたい。酒類の原料として、どぶろく(その他醸造酒)の製造免許を受けなくてもよい。	以下のものも特定酒類として認め、水、じゃがいもを原料として発酵させたもので、こいもの、水、とうもろこしを原料として発酵させたもので、こいもの、水、ひよこ豆を原料として発酵させたもので、こいもの。 提案理由 (1) 地域の伝統的な食文化を守り観光資源とすることにより都市と農村の交流を促進する。(じゃがいも、とうもろこし)はかつての地域で取られていた作物で、ひよこ豆は先住民アイヌの伝統的なお漬物である。 (2) とうもろこしは地域の主要産物の一つであるが、農業処分となるものも、酒の原料とすることで資源の有効活用及び農家の所得向上に寄与する。 酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造場の要件とされている。 この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による酒類の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の横断的影響を及ぼすことが懸念されていることである。	C				酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造場の要件とされている。 この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による酒類の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の横断的影響を及ぼすことが懸念されていることである。	右提案者からの意見を踏まえ、米を伴わない寒冷地帯、水田ゼロ地域、農業の主力は「でんふん(磨いた米)」「国産(小豆)」「国産(大豆)」「国産(小麦)」「国産(とうもろこし)」です。この地域は、開拓時代から農業の生活を守り、地域経済を支えてきたもので、原料イモを加工し、でんふんを製造するでんふん工場は斜里町だけでも昭和30年代の規模であることが多くあります。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造場の要件とされている。	前回の回答でも述べたとおり、酒類の納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要であり、酒類の区分ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造場の要件とされている。 この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による酒類の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の横断的影響を及ぼすことが懸念されています。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造場の要件とされている。	右提案者からの意見を踏まえ、米を伴わない寒冷地帯、水田ゼロ地域、農業の主力は「でんふん(磨いた米)」「国産(小豆)」「国産(大豆)」「国産(小麦)」「国産(とうもろこし)」です。この地域は、開拓時代から農業の生活を守り、地域経済を支えてきたもので、原料イモを加工し、でんふんを製造するでんふん工場は斜里町だけでも昭和30年代の規模であることが多くあります。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造場の要件とされている。	弊社からの再検討要請において、小規模製造者であっても客観的に採算が取れる見込みを示し、また貴省からの回答においても「国産(小豆)」「国産(大豆)」「国産(小麦)」「国産(とうもろこし)」を示すに当たり、最低製造数量として定めた年々その具体的な算出根拠について、数字を添えてお示しください。また、特許案件として原料となるそばを生産する農業者が自ら製造する場合に限る、という弊社が示した条件は経済的にも合理的であると考えるが、現行の酒類に係る製造免許の特例と同様に、農林漁業者を営む等の更なる条件を設け、最低製造数量の緩和が実現しない、再度検討されたい。									